# 消防機器早わかり講座

## パッケージ型自動消火設備

技術基準 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関

する技術上の基準(平成16年5月31日消防庁

告示第13号)

設置基準 同 上



パッケージ型自動消火設備 (本体ユニット)

#### 1 概要

パッケージ型自動消火設備は、火災により生する熱、燃焼生成物(以下「煙」という。) 等を感知し、自動的に水又はその他の消火剤(以下「消火剤」という。)を圧力により放 射して消火を行う固定した消火設備です。

#### 2 経緯

昭和62年6月6日に発生した東京都東村山市特別養護老人ホーム「松寿園」の火災において、多くの死者及び負傷者を出したことから、既存の病院及び社会福祉施設の防火安全対策の再検討が求められました。

この防火安全対策においては、スプリンクラー設備の設置強化が行われ、その代替設備としてパッケージ型自動消火設備が開発され、昭和 63 年の消防庁通知(昭和 63 年 9 月 22 日消防予第 136 号)で、新たにスプリンクラー設備の設置義務が生じた既存の病院及び社会福祉施設に、スプリンクラー設備に替えて、設置することが可能となりました。

また、平成9年の消防庁通知(平成9年11月27日消防予第182号)により、消防法施行令第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備の代替設備として設置を認められるようになりました。

その後、パッケージ型自動消火設備については、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられる防火対象物のうち、一定の用途規模のものに限り、当該スプリンクラー設備に代えて設置することが可能となりました。

#### 3 構造

一般用のパッケージ型自動消火設備は、消火剤貯蔵容器、加圧用ガス容器、受信装置、 作動装置、予備電源等の入った本体ユニットと配管、放出口、感知器2個、選択弁等から 構成され、次の図のようになっています。

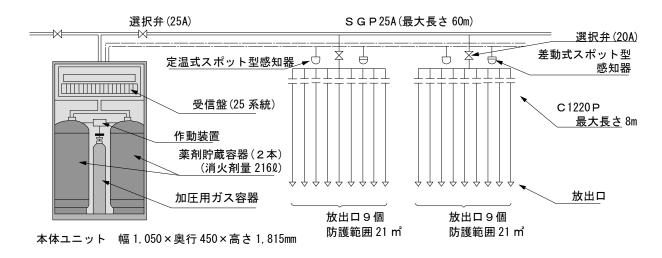
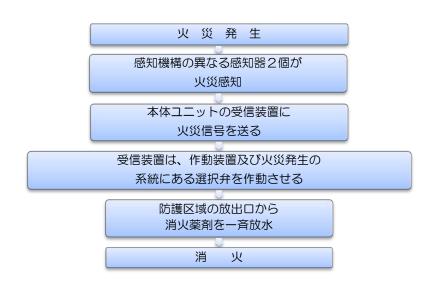


図2 パッケージ型自動消火設備の例

#### 4 作動原理

病院や社会福祉施設等に設置されている一般用のパッケージ型自動消火設備の場合、次のように作動します。



#### 5 パッケージ型自動消火設備の設置等

火災が発生した場合において、消火及び延焼拡大防止のために同時に消火剤を放射し、防護すべき区域(以下「同時放射区域」という。)は、原則として、パッケージ型自動消火設備を設置しようとする防火対象物の壁、床、天井、戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。)等で区画されている居室、倉庫等の部分ごとに設定すること。

ただし、壁、床、天井、戸等で区画されている居室等の面積が 13m²(8 畳相当)を超える場合においては、同時放射区域を2以上に分割して、設定することができること。この場合、それぞれの同時放射区域の面積は 13m²以上とすること。

2以上の同時放射区域において、パッケージ型自動消火設備を共用する場合、隣接する同時放射区域間の共用はしないこと。(下図参照)

パッケージ型自動消火設備の作動装置が作動してから共用するいずれの同時放射区域内においても30秒以内に消火薬剤を放射することができるものであること。

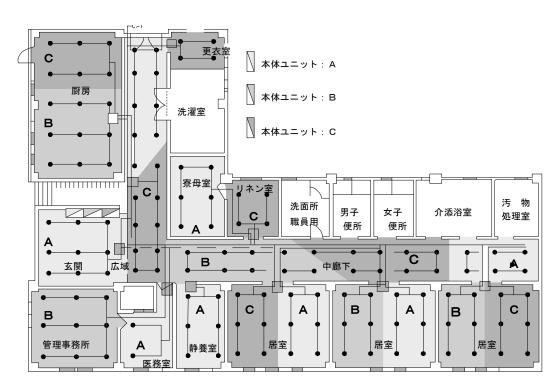


図3 パッケージ型自動消火設備の設置例

認証区分 認定評価

根拠条文 消防法施行規則第31条の4

制度の概要 登録認定機関が技術基準に適合することを検査し、合格の表示を付す。消 防機関による消防設備等の設置時検査において必要な技術基準に適合し ていると見なされ、検査手続きが簡略化可能。

#### く表示>

## 〇 型式番号

日本消防検定協会の型式評価において、製品の形状、構造、材質、成分及び性能が基準に適合するものに付けられる番号です。『**認評パ第〇〇~〇〇号**』という形式で表記されます。

## 〇 型式適合評価合格の表示

登録認定機関である日本消防検定協会の個別認定に合格した製品には、右図のような型式適合評価合格の表示がシールによりされます。



型式適合評価合格の表示(シール又は印刷等) シールの大きさ:縦 15mm×横 15mm

- 1 鑑定業務が廃止になりました。
- 2 上記1に代わり、認定評価業務を開始しました。
- 3 製品に表示される型式番号は 鑑認パ第○~○号が認評パ第○~○号に読み替えとなります。
- 4 合格表示のデザインを変更しました。